

平成31（2019）年度 チャレンジ文化活動事業 4次募集要項

本助成事業は、県からの委託によって行うものです。
このため、今後の予算の成立状況等によっては、本募集要項の内容について変更が生じる場合がありますので、予めご了承の上、応募してください。

応募書類の提出先

〒880-0804

宮崎市宮田町3-46 県庁9号館3階 （公財）宮崎県芸術文化協会

※提出は持参若しくは郵送に限ります。（FAX、メールでの応募はできません）

郵送の場合は必ず電話で、協会に到着確認を行ってください。

送付中の事故については、当方では責任を負いかねますので御了承ください。

提出期限

令和元年9月13日（金）必着 ※持参の場合は当日午後5時まで

お問い合わせ

（公財）宮崎県芸術文化協会

【電話】0985-31-2780 【FAX】0985-31-2782

【メール】daichikodama@miyazakigeibun.jp

【対応】平日8:30～17:00（土、日、祝 休み）

目次

I	趣旨・目的	1
II	助成内容	2
1	助成対象団体	
2	助成対象事業	
3	実施期間	
4	助成対象経費	
5	助成対象外経費	
6	助成金の額	
7	助成金の支払時期・支払方法	
III	審査	6
1	1次審査	
2	2次審査	
3	審査予定日	
4	審査基準	
IV	応募方法	7
1	応募書類	
2	応募書類の提出先・提出期限	
3	応募に当たっての留意事項	
4	応募書類の配布	
V	採択後の流れ	9
VI	本助成事業に関するQ & A	10
VII	応募書類の記入例	12

I 趣旨・目的

文化芸術団体等が、自らの創意工夫に基づいて企画・運営し、活動を高めるような創造性やチャレンジ性のある公演・取組を支援することで、県民が主体的に文化に親しむ機会を充実させ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムへの参加を促進するとともに、2020年度国民文化祭実施のための体制整備を進め、宮崎県の文化活動の活発化を図ることを目的とします。

〈公益財団法人宮崎県芸術文化協会について〉

県内の全県的あるいは市町村規模の文化団体によって構成される県内唯一の統合的文化団体です。県民の芸術文化活動を奨励、援助するとともに、各種芸術文化事業を実施することにより、本県芸術文化の振興に寄与することを目的としています。

II 助成内容

1 助成対象団体

次に掲げる事項(1)～(6)の全てを満たす文化芸術団体等が応募することができます。

- (1) 県内に所在地または活動の拠点を有する団体
- (2) 一定の活動実績があり、かつ事業を完遂できる見込みがあること
- (3) 定款又は規約を有し、代表者または責任者が明確で、団体として独立した経理を行うことができること
- (4) 政治活動または宗教活動を目的としないこと
- (5) 団体並びに団体の代表者及び役員（任意団体にあつては代表者及び役員に準ずる職務を担う者をいう。以下これらを総じて「代表者等」という。）が、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと
- (6) 特定公職者（候補者を含む。）、政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とした団体でないこと

2 助成対象事業

次に掲げる事項(1)～(10)の全てを満たし、県内文化芸術の振興に寄与すると公益財団法人宮崎県芸術文化協会（以下「当協会」という。）会長が認める事業を助成対象とします。

- (1) 次の①～⑥のいずれかにあてはまる事業

- ①日本文化の再認識・継承・発展

日本及び県内の風土の中で形成、熟成させ、発展させてきた日本及び県内の文化を再認識するとともに、その素晴らしさについて理解を促し、文化伝統を正しく伝える事業

- ②次世代育成

県内における文化活動の次世代育成の輪を広げ、地域間の交流を推進するとともに、次世代の育成により地域活動の活性化や新たな取組の展開につながる事業

- ③県民参加奨励

新たな文化関心層の開拓につながる事業、多数の県民の参加を伴う事業等、県民参加の仕組みや仕掛けに顕著な工夫が認められる事業

- ④文化力強化

一流の芸術家を招へいし、その指導を得たうえで行う成果発表事業等、団体が文化活動のレベルアップを伴いながら実施する事業

- ⑤文化交流

文化芸術を通じた世代間交流、アーティスト同士の交流による発進力の強い事業、異文化交流事業等、「交流」をキーワードにした新たな参加者を見込める先駆的・創造的な事業

- ⑥地域社会の課題解決

文化芸術の多面的な機能性を活用した、社会課題の解決や、文化だけでなく文化以外の分野への事業効果を図る事業 ※文化芸術基本法や文化芸術推進基本計画でその推進や活用が記載されている分野

- (2) 新規性・創造性のある事業であること
- (3) 継続的に実施できる見込みのある事業であること
- (4) 当該助成金を除く自己負担分の調達に関し十分な財務的処理能力を有していること
- (5) 特定の個人又は団体の親睦を目指す事業でないこと
- (6) 単なる文化教室等の発表会や講演会等でないこと
- (7) 寄附を目的とするものでないこと
- (8) 営利を目的とするものでないこと
- (9) 当該事業に対し、宮崎県または当協会から他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと
- (10) 原則として、内閣官房オリパラ事務局が推進する文化プログラム「beyond2020プログラム」に申請する取組であること ※申請先は宮崎県

【参考】「beyond 2020プログラム」の認証要件

- ①日本文化の魅力を発信する事業・活動であること

※日本文化とは、伝統的な芸術からクールジャパンとして世界が注目するコンテンツ、和食などの食文化、祭りや工芸品など、多様なものを含みます。

- ②多様性・国際性に配慮した、以下のいずれかを含んだ事業・活動であること

ア 障害者にとってのバリアを取り除く取組

イ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

⇒beyond 2020 プログラムの詳細については、

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/beyond2020/

を参照してください。

⇒申請書の様式は宮崎県または当協会のホームページのものを利用してください。

3 事業の実施期間

交付決定日から令和2年2月28日までに事業を実施し、完了する事業。

- ※ 交付決定は、令和元年10月1日を予定しております。採択できない場合もありますので、助成金の交付を前提とした事業着手は行わないでください。助成金の交付がなければ事業が実施できない場合は、採択・不採択の結果通知を待ってください。

4 助成対象経費

事業を実施するために必要な直接的経費で、下記に定めるもの

費目	内容
使用料及び賃借料	発表及び練習会場使用料、大道具・小道具（かつら・衣装等）賃借料、機械等リース・レンタル料、会議室使用料 等
通信運搬費	大道具等運搬費、郵便代 等
消耗品費	舞台・大道具製作材料代、小道具購入費、インク代、コピー代 等
食糧費	講師・ゲストの開催当日弁当代、会議飲料代 等
印刷製本費	ポスター・パンフレット・チケット等印刷代 等
賃金	当日会場設営アルバイト、受付アルバイトの賃金 等
報償費	演出謝金、演奏謝金、指揮者謝金、振付謝金、出演料 等
委託料	照明管理委託、記録撮影委託、音響管理委託、振付・かつら・床山・メーキャップ・作詞・作曲・台本作成等の委託 等
手数料	ピアノ調律費、入場券販売手数料、振込手数料、保険料 等
宣伝費	テレビ・ラジオ・新聞広告 等
著作権料	著作権使用料 等
旅費	交通費、宿泊費 等

5 助成対象外経費

- ・ 交付決定前の活動経費（リハーサル及び当日の会場費除く）
- ・ 創立記念式典及び表彰式等に要する経費（賞金等含む）
- ・ 練習時の報償費（遠方から招へいする特別ゲストに対するものを除く）
- ・ 団体内部の出演者、従事者に対する報償費、委託料、賃金
- ・ お土産や記念品代、合理的でない食糧費（接待費等）やそれらに係る旅費
- ・ 団体または団体構成員の所有物に対する使用料及び賃借料
- ・ 積算根拠が不明確な経費
- ・ 団体の活動広報費

- ・ 備品（楽器等含む）購入経費
- ・ 領収書の日付または宛名が記入されていない、あるいは宛名が異なる経費
- ・ 作業内容や内訳（品名）の分かる書類（請求書や領収書）がない経費
- ・ 領収書に受領者のサインまたは押印がない経費
- ・ その他助成対象として適当でないと協会長が判断したもの

※ 助成対象経費にあたるか判断がつかない場合は、当協会の事務局へお問い合わせください。

6 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費から入場料等収入及びその他収入を控除した額（最大50万円）を上限とします。

- ※ 複数の団体が合同で実施する場合には、協会長が認める額を限度とします。
- ※ 助成金は、チャレンジ文化活動事業補助金交付要綱に基づき交付します。

7 助成金の支払時期・支払方法

(1) 支払時期

助成金は精算払いです。前払いや概算払いは行うことができませんのでご注意ください。

(2) 支払方法

助成金は原則として応募団体（事業者）名義の口座に振り込みます。

Ⅲ 審査

応募のあった助成事業について審査を行い、採択事業を決定します。

1 審査

応募書類に基づき、審査員が書面審査を行います。
(今回はプレゼンテーション審査は行いません)

2 審査予定日

令和元年9月17日(月)～9月27日(金)

4 審査基準

チャレンジした部分(新規性・創造性)があるか

■重点審査項目

- ・今までになかったような画期的な取り組みがあるか。
- ・社会や団体あるいは各個人等に対して新たな価値観を提供したり、変化を促す効果があるか

助成終了後を見越した計画になっているか

■重点審査項目

- ・助成終了後の継続や発展のための具体的な方策があるか

事業内容は設定した目的や効果に対して適当か

- ・目的や事業効果は、要件を踏まえて適切に設定されているか
- ・事業内容は、趣旨・目的の達成や事業効果を高めるために、適切に設計されているか

事業の波及効果や訴求性が高いか

- ・事業は、波及効果が高く、受益者となる団体や分野、地域にとって訴求性があるか

収支予算は事業規模や目的に対して適当か

- ・総事業費や交付要望額、助成金の用途は、事業内容やその効果に対して適当か
- ・経費や内訳の積算は適当かつ可能な限り低廉になるよう努力されているか

IV 応募方法

1 応募書類

応募に必要な応募書類は下記のとおりです。

- ・ チャレンジ文化活動事業企画提案書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
- ・ 収支予算書（様式第3号）
- ・ 団体調書（様式第4号）
- ・ 事業の実施体制（様式第5号）
- ・ 団体目的等についての誓約書（様式第6号）
- ・ 複数団体による事業申請の理由書（様式第7号） ※複数団体による申請のみ
- ・ 団体の規約または定款等の写し、役員名簿
- ・ その他参考資料（団体の決算状況や実施事業が分かる決算書、パンフレット、過去の催しの案内など）

2 応募書類の提出先・提出期限

(1) 提出先

〒880-0804

宮崎市宮田町3-46 県庁9号館3階 （公財）宮崎県芸術文化協会

(2) 提出期限

令和元年9月13日（金）必着 ※持参の場合は当日午後5時まで

3 応募にあたっての留意事項

(1) 採択の取消し ※令和元年度から

- ・ 本助成事業として採択できる件数は1団体につき1件です。同一名義の団体でなくても、事務局の調査の結果、実質的に同一の団体と判断された場合には、採択が取消される場合があります。

(2) 連絡担当者 ※令和元年度から

- ・ 連絡担当者の連絡先（電話番号、FAXまたはメール）と連絡が取れない場合は、本助成事業の実施に支障をきたすため、各審査の合格や採択決定を取り消す場合があります。

(3) 応募書類の作成

- ・ 所定の用紙に、簡潔明瞭に記載してください。
- ・ 書類は必ず、ワープロまたはパソコンで作成してください。
- ・ 用紙はA4サイズ、片面刷りとし、様式の記載欄は必要に応じて枠を調整してください。ホッチキスや付箋は使わないでください。
- ・ 参考資料（パンフレット等）はA4サイズとし、5枚以内にしてください（両面印刷）

可)。

(4) 応募書類の提出

- ・提出された書類は返却しませんので、必ず控えをとっておいてください。
- ・提出後の差し替えは原則としてできませんので、提出前に間違いがないか必ずチェックしてください。
- ・提出は持参もしくは郵送に限ります（FAX、メールでの応募はできません）。郵送の場合は必ず電話で、当協会に到着確認を行ってください。送付中の事故については、責任を負いかねますので御了承ください。

(5) 費用負担

- ・応募に係る費用（プレゼンテーション時の準備・発表等に要する経費も含みます。）及び事業実施後の報告に係る費用は、全て応募者の負担になります。

(6) 振込先口座

- ・助成金は原則として応募団体名義の口座に振込みます。

(7) 条件付き採択決定

- ・審査の結果、条件付き採択となる場合があります。この場合は、条件を満たした上で事業を実施していただく必要があります。（条件を満たす事業の実施を強制するものではありません。条件を満たせない場合等は採択取り消し又は辞退扱いとなります）

(8) 採択事業の公表

- ・採択となった事業は、その事業内容等を当協会のホームページや広報用チラシ等に掲載する場合があります。

(9) 応募事業の視察及びアンケート調査

- ・応募があった事業は、審査員または視察員による事業調査（視察）を実施する場合があります。また、事業参加者あるいは事業実施団体に対して、アンケート調査を実施する場合があります。

(10) 採択事業であることの表記

- ・採択事業に関連するパンフレットやメディアに「公益財団法人宮崎県芸術文化協会 チャレンジ文化活動事業 助成事業」と表記してください（作成済みのものや表記できない合理的な理由がある場合は除きます）。

4 募集要項や応募書類データの配信

当協会のホームページからダウンロードできます。<http://miyazakigeibun.jp/>

メールでデータを送信することも可能ですので御連絡ください。

紙媒体での郵送を希望される場合は当協会まで御連絡ください。（応募書類はワープロまたはパソコンで作成する必要がありますのでご注意ください）

V 採択後の流れ

1 交付申請書の提出

採択された事業については、「チャレンジ文化活動事業補助金交付申請書」を別に指定する期日までに提出してください。なお、採択にあたっては条件を付けることがあります。

※ 助成金の交付決定は交付額の上限をお知らせするものです。事業完了後に提出していただく実績報告書に不備がある場合や、精査の結果、助成対象経費から入場料等収入及びその他収入を控除した額が交付決定額を下回る場合は、交付する額が減額となります。

2 事業実施報告書の提出

助成対象事業が終了したときは、事業完了日から30日以内又は令和2年2月28日のいずれか早い日までに事業実施報告書及び必要な書類を添付して提出してください。

この際、領収書等の支出証拠書類（写し）も提出していただきますので、適正な会計管理を行ってください。

3 請求書の提出

事業実施報告書が適正と認められる場合は、交付すべき助成金の額を確定し、通知します。

通知を受けた事業者は、請求書を提出してください。適正な請求書を受理した後、助成金を振込みます。

4 提出書類等の保管

本助成事業に関する申請書、実施報告書、領収書の原本や帳簿類は、助成事業の完了日が属する年度の終了後5年間、助成を受けた団体で保管していただくことになります。

保管書類や提出書類等は検査・調査の対象となるとともに、検査・調査の結果によっては、交付金を返納させる場合があります。

VI 本助成事業に関するQ & A

Q 1 採択された場合は、申請額の100%が交付されますか。

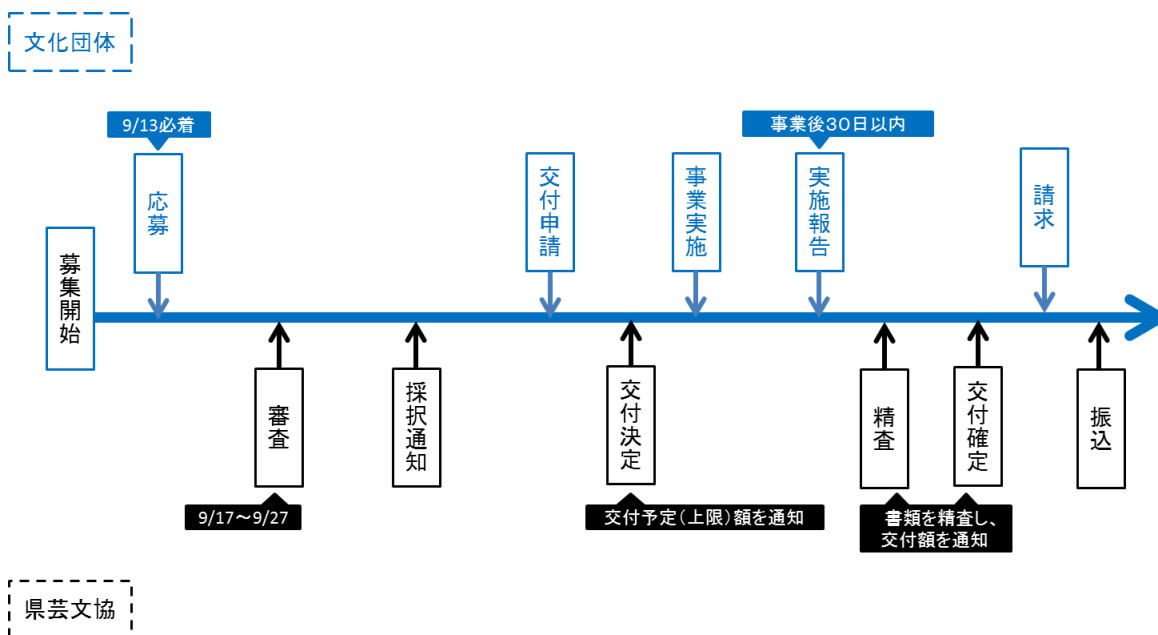
A 1 予算の範囲内において助成額を決定するため、申請額満額が交付されるとは限らず、審査や交付決定時に減額となる場合があります。また、交付決定額が申請額の100%であったとしても、その後の実施報告書の精査などで、実際の交付額が減額となる場合があります。

Q 2 報償費や賃金の相場を教えてください。

A 2 原則として、「文化庁平成30年度諸謝金単価表」の額を上限の目安とします。ご不明な点がございましたら事前にご相談ください。

Q 3 本助成事業の全体の流れを教えてください。

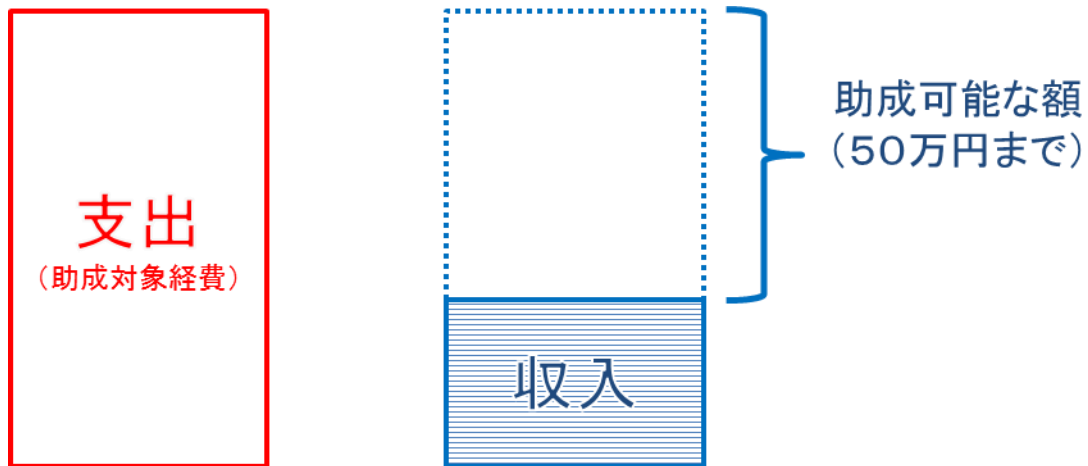
A 3 本助成事業の全体の流れは次のとおりです。



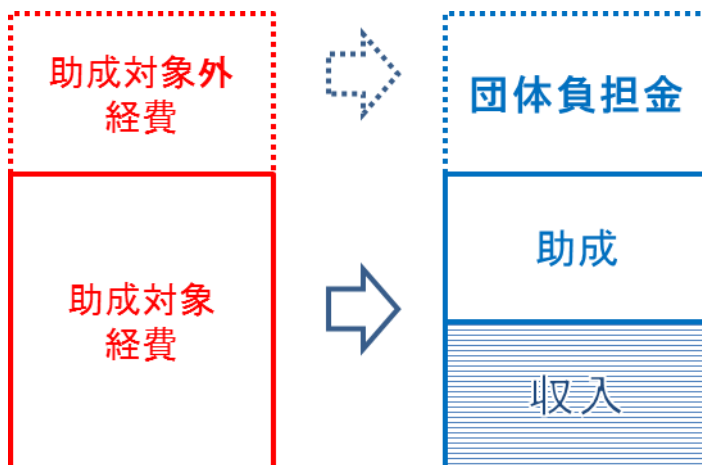
Q 4 交付申請の上限額について詳しく教えてください。

A 4 助成額は、助成対象経費から収入（チケット代や入場料、他の助成金）を引いた額が上限となります（ただし、原則として50万円が限度）。また、助成対象外経費は団体負担金でまかなう必要があります。

【助成額 = 助成対象経費 - 収入】



【助成対象外経費は団体負担金でまかなう】



Ⅶ 応募書類の記入例

様式第1号（第4条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

チャレンジ文化活動事業企画提案書

公益財団法人宮崎県芸術文化協会会長 殿

団体所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇
 団体名 〇〇〇〇
 代表者名 〇〇 〇〇

印

平成31年度「チャレンジ文化活動事業」にかかる企画提案書を、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

事業名	〇〇〇〇	
添付書類	1. 事業計画書（様式第2号） 2. 収支予算書（様式第3号） 3. 団体調書（様式第4号） 4. 事業の実施体制（様式第5号） 5. 団体目的等についての誓約書（様式第6号） 6. 複数団体による事業申請の理由書（様式第7号） ※複数団体による申請の場合のみ 7. 団体の規約または定款等の写し、役員名簿、前年度決算書 8. 参考資料（団体紹介パンフレット、過去の催しの案内など）	
連絡担当者	氏名	〇〇 〇〇
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	FAX	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	〇〇〇@〇〇〇〇

※本提案書及び添付書類は、連絡担当者に関する事項以外は全て原則として公開資料とします。

また、提出いただいた資料の返却はいたしませんので、必ず写しをとっておいてください。

事業計画書

事業名			
要件該当性	<input type="checkbox"/> 日本文化の再認識・継承・発展 <input type="checkbox"/> 次世代育成 <input type="checkbox"/> 県民参加奨励 <input type="checkbox"/> 文化力強化 <input type="checkbox"/> 文化交流 <input type="checkbox"/> 課題解決 ※該当するものにチェックを入れてください（いずれか1つ）		
趣旨・目的	※事業の趣旨や目的について記述してください ※上欄の「要件該当性」で「課題解決」をチェックした場合は、課題設定の趣旨や目的について記述してください。		
新規性 創造性	※事業のチャレンジした部分（新規性・創造性）について記述してください。		
継続性 発展性	※助成後、どのようにして事業を継続・発展させていくのかについて記述してください。		
公共性 効果	※期待される事業の効果を記述してください。また、その効果が還元される対象（受益者）や、その効果がどのようにして対象に還元されるのかについて記述してください。		
事業期間			
事業内容	日時	実施内容	実施場所
アピールポイント 特記事項・目標等			
参加者数見込	※入場者、出演者、スタッフ等の各人数を記入してください		
総事業費	※様式第3号の収入総額（支出総額）と一致させてください		
収入	※様式第3号の入場料等収入とその他収入の合計と一致させてください		
交付要望額	※様式第3号のチャレンジ文化活動事業申請額と一致させてください		
助成金の用途	※助成金の用途について具体的（費目など）に記述してください。		
自己負担額	※様式第3号の自己負担額と一致させてください		
後援・協力等	※予定の場合はかっこ書き等でその旨記載してください		

※行は適宜追加してください。

収支予算書

（単位：円）

収入の部		支出の部		
内訳	予算額	内訳	予算額	うち要望額
入場料等収入 （入場料、出演料、参加料等） 入場料 大人 1,000円×300人 子ども 無料 200人 <u>300,000円</u> 出演料 1,000円×20団体 <u>20,000円</u>	320,000	助成対象経費 使用料及び賃借料 会場費（前日） 200,000円 会場費（当日） 500,000円 会議室利用料（打ち合わせ） 20,000円 印刷製本費 パンフレット（1,000部） 40,000円 委託料 照明（前日、当日） 100,000円 音響（前日・当日） 80,000円 記録撮影 30,000円 著作権料 30,000円	720,000	390,000
その他収入 （協賛金、広告収入、財団助成金等） 広告収入 130,000円 市芸術文化振興基金 50,000円	180,000		30,000	
チャレンジ文化活動事業交付要望額 <input checked="" type="checkbox"/> 1団体で事業を実施する場合 （助成対象経費－入場料等収入－その他収入）の上限50万円 <input type="checkbox"/> 複数団体で事業を実施する場合 （助成対象経費－入場料等収入）協会が認める額	500,000			
小計	1,000,000	小計	1,000,000	500,000
自己負担額	50,000	助成対象外経費 報償費（団体内部） 審査料 8,000円×5名 賃金（団体内部） 受付係 2,500円×4名	40,000	10,000
		小計	50,000	0
収入総額	1,050,000	支出総額	1,050,000	500,000

※収入総額と支出総額は一致させてください。

※審査の結果、補助金交付額が要望額より少なくなることがあります。

団体調書

団体の名称	〇〇〇〇
活動の開始年月	平成〇年〇月
法人格	<input checked="" type="radio"/> あり ・ 申請中 ・ なし（該当するものに〇印をつけて下さい） ※ 申請中の場合は、法人の種類を記入（ ）
認証・許可年月日	平成〇年〇月〇日 所管庁：〇〇
設立の目的 と 現在の活動内容	～ 個人会員数 〇人／団体会員 〇団体／専従職員 〇人
団体の財政状況	■昨年度の決算総額 〇〇〇円 ■今年度の予算総額 〇〇〇円 (団体全体での支出総額を記載してください)
活動実績 (箇条書き)	・ 〇〇〇 ・ 〇〇〇 ※団体としての実績がない（少ない）場合は、構成団体（構成員）の実績でも可
備考	

※複数団体で申請する場合は、団体毎に作成してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

団体目的等についての誓約書

団 体 名 〇〇〇〇
代表者名 〇〇 〇〇

印

当団体は、下記の全ての事項に該当することを誓約します。

記

1. 宮崎県内に事務所の所在地又は活動の拠点を有し、文化芸術等の振興をはかる団体であること。
2. 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
3. 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
4. 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体でないこと。

複数団体による事業申請の理由書

この様式は、複数団体による事業申請を行う場合のみ必要です。

申請する理由を、以下のポイントに沿って、具体的かつ簡潔・明瞭に記載してください。
フロー図等を用いて図示することも可能です。

- ① どのように事業を展開させるか
（事業を通して、県、そして地域の魅力を県内外に広く発信できる内容か/
多くの人を惹きつける取組か/ 文化プログラム及び平成32年度の本県での国民文化祭の実施につながるような取組か、等の観点）

- ② ①のために、事業の企画にあたって特に工夫、配慮した点

- ③ 事業の実施による地域等への波及効果

- ④ その他、複数団体で申請するにあたって特にアピールする点

※行は適宜追加してください。